

箕面市スケアード・ストリート自転車安全教室業務委託
(箕面市立第三中学校、第四中学校)
仕 様 書

令和6年(2024年)4月
箕面市総務部市民安全政策室

第1 一般事項

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、箕面市総務部市民安全政策室が実施する「箕面市スケアード・ストレート自転車安全教室業務委託」（以下「本委託」という。）に適用する。
- (2) この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、発注者と受注者で協議のうえ定めるものとする。

2 業務の準備

受注者は、本委託の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、持てる能力を全て発揮するよう責任のある担当者を備えなければならない。

3 業務計画書

受注者は、契約後速やかに本委託実施に関する計画書を作成し提出すること。
※感染症対策もあわせて講じること。

4 打合せ等

本委託の実施にあたっては、受注者は発注者と常に綿密な連絡を取り、疑義が生じた場合は発注者と協議のうえ、その指示に従うこと。

5 資料等の貸与及び返還

- (1) 受注者は、本委託を行ううえで必要となる資料等の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受注者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。
- (2) 受注者は、本委託が完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。

6 機密の保持等

- (1) 受注者は、本委託の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。
- (2) 発注者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。

7 成果品

成果物（スケアード・ストレートの撮影映像）は発注者が交通安全教育に用いるため、使用することがある。その場合、発注者は目的が交通安全教育や交通安全啓発である場合は無償で使用することができる。

8 環境負荷の低減

本委託の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

9 完了届

本委託完了後、迅速に完了届を提出すること。

第2 業務の概要

1 目的

自転車は手軽で利便性が高い乗り物であり、通勤や通学、買い物などの日常生活における身近な交通手段として、幅広い年齢層に利用されているが、自転車は「車両」であるにもかかわらず、歩道上を縦横無尽に走行している自転車や、信号無視、一時不停止で交差点に進入する自転車など、自転車利用者による無謀・悪質危険な運転が問題化している。

自転車は、被害者にも、加害者にもなりうる「車両」であるという意識をしっかりと認識してもらうことで、自転車利用中の交通事故を防止しようと、スタントマンによる交通事故再現を中心とした交通安全教室の業務を実施する。

2 日程及び実施校

実施日は、下記候補日から発注者と受注者の協議の上決定する。

実施日が雨天により演習が出来ないと判断した場合は、予備日に実施する。

予備日が雨天により演習が出来ないと判断した場合は、体育館での演習を実施する。

(1) 候補日（実施日及び予備日）

① 令和6年10月29日（火）（実施日）

② 令和6年10月30日（水）（予備日）

(2) 実施校について

① 午前：箕面市立第三中学校 午後：箕面市立第四中学校

② 午前：箕面市立第三中学校 午後：箕面市立第四中学校

※詳細な開催時間については、別途通知する。

3 業務期間

契約日から令和6年12月27日までとする。

4 業務内容

(1) 業務計画書等の提出

契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、監督職員あて提出して承認を得ること。

業務計画書には、業務概要、現場組織表、安全管理体制、使用資機材、業務実施標準図（屋内、屋外）及び感染症対策等を講じた内容とすること。

(2) 協議・準備等

① 協議等

スケアードストレート自転車安全教室の開催にあたり、適宜、担当室その他関係部署等と協議等を念入りに行うこと。

協議を行った際は、協議報告書を作成し、監督職員あて提出すること。

② 会場までの交通費等

実施会場までの交通費は受注者が負担すること。

③ 保険について

業務期間を通じて、1事故1億円以上の損害賠償責任保険に加入すること。

また、受注者は、契約締結後に加入したことを証明する書類の写しを提出すること。

④ 次のアからエまでの事項を参考にし、各実施会場の運動場・体育館・校門などの状況に応じた規模の使用資機材や運搬車等を用意し実施内容をおこなうこと。

ア 箕面市立第三中学校（住所：箕面市瀬川3丁目2-2）

門の幅 350センチメートル

門の場所 運動場北側

運動場までの経路 門を入れてプールと部室棟の間を進むと運動場になっている。

イ 箕面市立第四中学校（住所：箕面市石丸1丁目17-1）

門の幅 330センチメートル

門の場所 運動場西側

運動場までの経路 門を入ると運動場になっている。

(3) スケアード・ストレート自転車安全教室の内容

【グラウンド実施内容】※各中学校グラウンドで実施

① 主催者挨拶

② 交通事故再現スタント

ア 自転車通行可歩道での事故

イ 見通しの悪い交差点での事故

ウ 自転車のルール違反による事故

エ ドア開放による事故

オ 大型車による左折巻き込み事故

カ 大型車による死角事故

キ 時速40km/hでの衝突による衝撃

ク 自転車の交通ルール違反

- ケ 横断歩道での事故
- コ 無灯火による衝突事故

③ 交通事故概況説明

【体育館実施内容】

※屋外での実施が不可の場合、体育館で実施する。

- ① 主催者挨拶
- ② 交通事故再現スタント
 - ア 自転車通行か歩道での事故
 - イ 自転車の交通ルール違反
 - ウ 見通しの悪い交差点での事故
 - エ 自転車のルール違反による事故
 - オ 事故衝撃の再現
 - カ 横断歩道での事故
 - キ 無灯火による衝突事故
- ③ 事故再現映像の上映

※受注者と実施の打合せを行う中で、交通安全教室の内容が一部変更する場合もあることを承知すること。また、感染対策を講じた内容とするため、協議の上雨天時に実施する内容の詳細を決定していくものとする。

5 提出物

以下の書類を提出すること。

No.	様式名	作成者	宛名	提出部数	提出期日等
1	委託着手届	受注者	箕面市長	1	委託着手の日
2	工程表	受注者	箕面市長	1	契約締結後 14 日以内
3	現場代理人及び主任技術者届	受注者	箕面市長	各 1	契約締結後遅滞なく
4	現場代理人及び主任技術者の経歴書	本人	箕面市長	各 1	契約締結後遅滞なく
5	安全管理責任者届	受注者	箕面市長	1	契約締結後遅滞なく
6	業務実施計画書	受注者	箕面市長	1	契約締結後 14 日以内
7	損害賠償責任保険加入証明の写し	受注者	監督職員	1	加入後速やかに
8	実演写真	現場代理人	監督職員	1	監督職員の指示するとき
9	業務完了報告書	現場代理人	監督職員	1	業務完了後速やかに
10	委託完了届	受注者	箕面市長	1	委託完了の日
11	請求書	受注者	箕面市長	1	請求しようとする日

6 特記事項

本業務の実施に際しては、本業務がスタントという特殊な業務であることを鑑みて、必ず安全管理責任者を置き、安全対策に万全を期すること。

また、本業務の履行に伴い第三者等に損害を及ぼした場合は、受注者において、その損害を賠償しなければならない。

7 担当

箕面市総務部市民安全政策室 山本、山田

(箕面市役所本館 2 階 203 窓口)

電話 072-724-6750 FAX 072-724-6376

E-mail bousai@maple.city.minoh.lg.jp